

軽自動車税の グリーン化特例が1年延長されました



問合せ 税務課 ☎ (43) 1111 内線 134 ・ FAX (43) 1125

■ グリーン化特例(軽課)

現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を1年延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車のうち、一定の環境性能を有する車両について、平成29年度の軽自動車税が軽減されます。

車種			税率(年額)		
			(ア) 75%軽減	(イ) 50%軽減	(ウ) 25%軽減
三輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円

(ア)電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減達成車)

(イ)乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※各燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

■ 軽自動車税の減免申請は5月31日(水)まで(毎年度申請が必要です)

身体や精神に障がいのある人が所有し、通院、通学、通所などに使用する場合、減免対象となります。なお、平成28年度の申請者には、納税通知書と併せて申請書を郵送しています。

※自動車税(県税)の減免を受けている人は対象外です。

※家族所有の軽自動車税も減免対象となる場合があります。

※障がいの内容によっては減免できない場合もあります。

持ち物

①身体障害者手帳、療育手帳、戦病者手帳または精神障害者保健福祉手帳 ②運転免許証 ③自動車検査証 ④印鑑 ⑤納付前の納税通知書 ⑥納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード

■ フォークリフトの登録をお願いします

乗用装置を有するフォークリフトなどは、道路での運行に使用しないものも課税対象です。ナンバー登録をお願いします。

くらしの110番

「不用なものはありませんか？」訪問買取(購入)に注意!

【事例1】

「靴の買取りを行って
いる」と電話があり、
初めは断っていたが、
丁寧な話しぶりだった
ので、靴があるかもし
れないと答えた。その
後すぐに業者が訪ねて
きて、靴を撮影し「査
定中」と言いながら、
貴金属はないかとさら
に尋ねられたので指輪
などを見せた。合計
3万円と言われ、明細
を見ずに売った。夜、
改めて明細を見たところ、
18金の指輪が3千円にしか
なっていないことが分かり、義母
の形見を安価で売ってしまったと
後悔した。取り戻せないか。

【事例2】

女性の声で、要らなくなった着
物やハンドバッグを買い取ると電
話があり、訪問を了承すると男性
が来訪した。着物を出したが「木
綿の着物は買い取れない」と断ら
れた。「交通費をかけてここまで
来たのに手ぶらでは帰れない」と
強く言われ、怖くなったのでオリ
ンピックなどの記念硬貨を見せる
と額面価格で買い取った。クーリ
ングオフしたい。

水道管理課からの お知らせ



問合せ 水道管理課 ☎ (48) 0050 ・ FAX (48) 0120

水道配水管の清掃

下記の日程で水道配水管の清掃を行います。清掃時間は午後 11 時 30 分から翌午前 5 時ごろまでです。

※清掃作業中は、水の出が悪くなり濁り水が出る場合がありますので、ご注意ください。

5月10日(水) ～11日(木)	惣新田、中野、下吉羽、西関宿、木立、長間、北1・2丁目、西1・2丁目、千塚、松石、外国府間	5月18日(木) ～19日(金)	香日向3・4丁目
5月11日(木) ～12日(金)	北3丁目、上吉羽、見立団地、戸島、権現堂、中川崎、下川崎、中5丁目	5月25日(木) ～26日(金)	東1～5丁目、緑台1・2丁目、上高野1丁目、中1・2丁目、南1～3丁目、上高野
5月17日(水) ～18日(木)	香日向1・2丁目	6月1日(木) ～2日(金)	幸手団地

水道メーターの交換

水道メーターは、計量法の規定により8年間で交換が必要です。平成29年度交換対象となるご家庭にはお知らせを配布後、指定給水装置工事事業者が作業を実施します。費用は市が負担します。

立会いは不要ですが、敷地内での作業となりますので、留守の場合はあらかじめご了承ください。

※作業員は、市発行の身分証明書（有印）を必ず携帯しています。

▼交換期間

- 東地区 1回目／ 5月下旬～ 6月中旬
2回目／ 7月下旬～ 8月中旬
3回目／ 11月下旬～ 12月中旬
- 西地区 1回目／ 6月下旬～ 7月中旬
2回目／ 10月下旬～ 11月中旬
- 市内全域（口径 25mm 以上）
／ 8月中旬～平成30年3月下旬



「来訪した業者に、十分な説明もないまま強引に貴金属を安価で買い取られてしまった」という相談が寄せられています。記念品や形見の品を渡してしまい、後悔するケースも見られます。



【消費者へのアドバイス】

- ① 勧誘や来訪を求めている人への勧誘行為は法律により禁止されています。希望しない場合ははっきり断りましょう。
- ② 買い取る物品を明示しないで勧誘することも禁止されています。売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。
- ③ 事業者の連絡先や購入価格などが記載された書面を必ず受け取りましょう。
- ④ クーリングオフもできますが、返品を求めても「すでに処分した」と言われ、取り戻せないこともあります。

問合せ 消費生活センター(市民協働課内)内線192・FAX(44)0

257(毎週月曜・水曜・木曜・金曜)午前10時～正午、午後1時～3時30分

消費生活支援センター春日部 ☎

048(734)0999・FAX 0

48(739)1152